

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 25日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県浜松市中央区中田島町250

氏名 株式会社 ヤマ崙

代表取締役 鈴木幹人

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 053 - 444 - 1177

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 ヤマ崙		
事業場の所在地	静岡県	浜松市	中央区中田島町250
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合工事業		
② 事業の規模	元請完成工事高		
③ 従業員数	19名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【専務取締役(廃棄物担当役員)】



【統括部長・営業部長】



【作業長】



【作業員】

- ・ 廃棄物処理方針の策定
- ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
- ・ 廃棄物処理計画の作成
- ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
- ・ 委託契約の終結
- ・ 産業廃棄物管理票の交付・管理
- ・ 監督官庁への各種報告
- ・ 社員、関連会社に対する教育、啓発
- ・ その他関係する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	複合材	4,663.700 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組) 解体工事現場での工法改善と徹底した分別解体を実施する	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	複合材	3,590.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 徹底した分別解体の継続と技術向上を計る	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンガラ、アスガラ、木くず、廃石膏ボード、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等の分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合廃棄物の更なる分別を実施する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組) 実施なし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組) 実施なし（中間処理は行っていない）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t

(今後実施する予定の取組)

実施予定なし

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量				
		0.000 t				
		0.000 t				
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行っていない					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量				
		0.000 t				
		0.000 t				
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	複合材	852.680	3,811.020	0.000	0.000	4,663.700
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
(これまでに実施した取組) ・ 廃石綿含有産業廃棄物は、全て最終処分場に全処理委託している ・ 木くずはチップ再生業者へ処理委託している ・ 優良認定処理業者を優先して委託先としている						

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	複合材	1,535.000	2,055.000	0.000	0.000	3,590.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の取組を継続させる ・委託先の選定については、処理施設の訪問を実施し、設備・能力の確認をする。また、中間処理業者であれば、最終処分場までのルート確認を実施し、より確実なものとする。 						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙1) 産業廃棄物の一連の処理工程

